

平成30年度包括外部監査「生活保護等に関する事業について」

令和元年度措置状況又は今後の措置方針

番号	報告書 ページ	監査の結果（指摘事項）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
1	27	意見	1	面接ブースの在り方について 生活保護に係る面接については、そのプライバシーや個人情報に厳重に守られている必要があるが、本庁、西部事務所及び東部事務所の面接ブースは完全に情報が漏れないように遮断されているとはいいたい。 生活保護に係る相談は個人にとって繊細なものであり、面接相談者からその置かれた状況、立場を包み隠さず話してもらう必要があるため、安全対策を考えたうえで専用のスペースを設けることが望ましい。	生活保護に係る面接では、そのプライバシーについて十分に配慮するとともに、相談者からの危害に対する安全対策を考慮する必要がある。このため、これらの要件を踏まえた専用の面接スペースの確保に向けて、令和元年度から関係各課と協議を進めていくこととした。 なお、新たな面接スペースが設置されるまでの間は、相談者の状況に応じて、複数人にて、会議室などの別室で面談することとし、別室での対応が困難な場合は、プライバシーに十分配慮し、相談内容に応じた適切な対応に努めることとした。	措置済	生活福祉課
2	27	意見	2	面接マニュアル等の活用について 面接担当職員の任期は約1年と非常に短く、嘱託の担当者についても数年と比較的短い。 面接相談者はすでに生活に困窮している場合が多く、その状況を把握し、適切な対処の下で申請指導等を行うのは重要な役割であり、他法・他施策も含めて、様々な情報・知識が必要となってくる。生活保護の面接相談の適切な実施のためにも、面接マニュアル等の活用を行い、業務標準化の推進を図ることが望ましい。	令和元年度から、法改正や判例に従って、直ちに面接マニュアル等を変更することとし、当該マニュアルを活用する中で、面接相談員を対象とした研修を通じて知識の習得に努め、職員間で相互に知識・情報の共有を行うなど、業務標準化の推進を図ることにより、面接相談の適切な実施に努めることとした。	措置済	生活福祉課
3	28	結果	1	面接記録票（相談のみ）ファイルのファイリングについて 面接記録票（相談のみ）ファイルに、申請書を実際に交付している相談者の面接記録票が編綴されていたため、適切とはいえない。	令和元年度から、面接記録票（相談のみ）ファイルに申請書交付済みの案件の書類が混在することのないよう、十分に確認した上で編綴・保管し、併せて、査察指導員が毎月ファイルの確認を行うことによりチェック体制を強化することとした。	措置済	生活福祉課
4	28	結果	2	面接記録の決裁日付の記載について 面接記録票（相談のみ）ファイルにて、面接日が平成29年8月25日に対し、課長承認日が平成30年8月28日となっている面接記録票があったが、担当者に事実を確認したところ、正しい承認日は平成29年8月28日であった。 施行細則に規定のある重要な文書であり、その承認日は重要な意味を持つことから、日付の記載に当たっては細心の注意を図る必要がある。	令和元年度から、面接記録票の承認日について細心の注意を払うとともに、面接後に面接相談員から各地区担当の査察指導員に当該面接記録票を配布する際や、ファイルに綴る際に再度承認日について確認することとした。	措置済	生活福祉課

番号	報告書 ページ	監査の結果（指摘事項）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
5	30	結果	3	取下、却下となった場合の担当者の押印	取下、却下となっている場合に担当者の押印がない場合が散見されたことから、漏れなく押印されたい。	措置済	生活福祉課
6	30	結果	4	日付の記載	保護申請書受理簿については、実際に生活保護を開始した申請人の開始日付の記載がなかった。またすべてのケースにおいて起案日、決裁日、施行日の日付がなかった。所定の日付の記載は漏れなく行われたい。	措置済	生活福祉課
7	30	意見	3	業務効率化のための当該簿冊の管理方法の見直し	担当者に対するヒアリング及びシステムの管理方法を確認したところ、いずれの資料についても当該情報はシステムにて管理されており、各日付、担当者等、生活保護申請受理簿と同様の情報は漏れなく確認できた。 その他の資料についても、そもそも紙を主体にした運用を前提とした細則になっているが、システムにより効率的かつ有効な運用が可能であるならば、紙媒体との重複管理は改め、実態に即して細則を見直し、当該管理業務を効率化すべきと考える。	措置済	生活福祉課
8	32	結果	5	保護申請書の記載の網羅性と担当者の押印	保護申請書には日付を記載する箇所が2か所あり、1つは交付日、1つは申請者の申請日である。保護申請者が記載する欄における日付の記載はあるが、申請書交付日の日付記載がないものがサンプル中17件、また担当者の押印がないものが1件発見された。 保護申請書自体は法で定められた保護の開始を決定する上で重要な書類であり、交付日は保護決定後に適切に当該申請書が交付されたことを確認するうえで重要な情報であることから、記載すべき事項はもれなく記載し、担当者は確実に押印をしておく必要がある。	措置済	生活福祉課

番号	報告書 ページ	監査の結果（指摘事項）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
9	32	意見	4	申請前の重要な支出の確認と証拠書類の徴求	<p>受付相談の約2週間前に預金を約107万円引出していたことに関して、申立書により親族に対する借入返済に78万円充てたためとの説明であったものの、証拠書類等の特段の提示はなく、当該支出の裏付けは不明確である。もし当該金額が手許にあるとすれば保護開始可能となる基準を上回る現金保有となることから、一定の重要性が認められる資金取引については、より踏み込んだ証拠書類の提示を求めることも一案である。</p>	措置済	生活福祉課
10	33	意見	5	代筆による保護申請を承認した根拠の明確化とその証跡の在り方	<p>申請時点においてやむを得ず代筆が必要となる場合、本人の意思に基づく申請と認められるかどうか、あるいは急迫した状況にあるため、実施機関の職権により保護を開始するのといった判断根拠を明確にするため、保護開始に至った意思決定プロセスについて挙証責任を果たすに足る証跡の在り方を検討し、組織として画一的な運用を図る必要があると考える。</p>	措置済	生活福祉課
11	35	意見	6	西部事務所における現金残高と出納簿の不一致	<p>平成30年10月11日に西部事務所において、現金残高と出納簿の一致を確認した時点で差異が発見された。 事務所長が休日である10月3日に、査察指導員の承認のもと法外援護費を支出しており、担当者が当該法外援護費借用証を事務所長に提出するのを失念していたとのことである。 結果として出納簿を更新することで現金残高と一致したものの、決裁押印欄には事務所長の押印がなされており、事後承認となっていることから、今後このようなことがないように適時に事務対応する必要がある。</p>	措置済	生活福祉課
12	37	結果	6	保護の開始時に自動車の処分指導を行ったが是正されないケース	<p>保護の開始時に自動車を保有しており、早期の売却を前提に保護を開始していたが、再三の指導にも関わらず、自動車を保有し続け、保護費からローンの支払いを継続し、無断で車検を実施しているケースがあり、法令等に照らし適切とはいえない。</p>	措置済	生活福祉課

番号	報告書 ページ	監査の結果（指摘事項）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署	
		区分	項目	内容				
13	38	結果	7	保護費を貯蓄して多額の預金を保有しているケース	保護を開始した後、最低生活費の3か月分の預金保有であれば容認しているが、6か月分を超える場合は停止廃止することが相当であるものの、容認しているケースがあり、法令等に照らし適当とはいえない。	最低生活費の6か月分を超える多額の預貯金等が判明した場合は、原則保護の停・廃止をすることとしているが、葬祭費や保有が容認されている家電製品の購入、大学の進学費用等の場合は自立更正費として容認しているところである。 また、保有を容認した場合は、生活の維持向上の観点から当該預貯金の計画的な支出について必要に応じて助言指導を行い、ケース記録票に記載することとし、その取扱いについて再度徹底した。	措置済	生活福祉課
14	38	意見	7	法第29条調査における預金及び生命保険の調査先の選定	法第29条調査における預金及び生命保険の調査先については、固定化することなく、各年度の状況に応じて調査対象の範囲を広げるなど、適宜見直しを行うことが望ましい。	令和元年度から、被保護者の状況等に応じ、適宜、法第29条調査における預金及び生命保険の調査対象範囲を見直すこととした。	措置済	生活福祉課
15	39	意見	8	法第29条調査書発行伺い（保険）の未回収先の顛末の記載	19社の保険会社に対して保険契約の有無の照会を行ったものの、6社からの返答ないにもかかわらず、そのフォローの記載がない事例が見受けられた。顛末の記載は全て行うことが必要である。	令和元年度から、法第29条調査による保険会社に対する保険契約の有無の照会について、回答の有無を含め、照会結果の顛末を確実に全て記載し、併せて、新規の保護申請を受け付けた担当者から地区担当者に引き継ぐ際に、地区担当者が再度顛末の記載について確認することとした。	措置済	生活福祉課
16	39	意見	9	保護開始後の預金調査	定期的な預金口座の照会調査が本来は望まれるところであるが、保護申請時の預金調査のほかは、収入申告もれなど一定の事由に起因する場合を除いては、保護開始後に預金調査が行われることはない。 預金調査は多大なる事務負担を伴うことから、事務の煩雑さや効率性に対する一定の配慮は必要になるものの、このような事由に対処するためには資産申告の正当性の担保が必要とされることを認識すべき事例である。 事務の効率性との比較衡量になるが、例えば保護開始後、3～5年に1回は預金調査をするなどの工夫を検討する余地があると考えられる。	平成29年度から、毎年資産把握事業（年1回の「資産申告書」の提出）により保護開始後の資産の把握を行っているが、令和元年度からは、「資産申告書」の徴収の徹底に加えて、申告内容に疑義がある場合には、預金調査を含む関係先調査を行うこととした。 また、新たに動産・不動産等の資産や多額の預貯金を保有していることが判明した場合は、遅滞なく保有容認の可否について判断することとした。	措置済	生活福祉課

番号	報告書 ページ	監査の結果（指摘事項）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
17	41	結果	8	扶養義務者に係る調査の取扱い方針の記載の網羅性	「扶養義務者に係る調査の取扱い方針」の記載事項は漏れなく記載する必要がある。また扶養義務者履行通知書発行伺いには返送日の記載があるが不送達による返戻が事実であり、書類間の齟齬がないように正確に記載すべきである。	措置済	生活福祉課
18	42	意見	10	保護申請者の長男に対する扶養届書未回収のままの保護開始決定	保護の開始決定がなされた事例の中で、44歳と稼働世代である保護申請者の長男からの扶養届書が未回収で援助の可否が明らかになっていない状況があり、早期に現地調査を行うことが望ましい。	措置済	生活福祉課
19	42	意見	11	扶養義務者照会における未回答者に対するフォロー	扶養義務者に対し、扶養届書を送付したが一定期間回答がなかった場合に、保護台帳での記載がなく、その後の状況のフォローがなされていないケースが散見された。 生活保護は、民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助はすべてこの法律による保護に優先して行われるものであり、扶養能力がある者からの援助の可能性について手続を止めることで失することは、当該趣旨に反することとなる。 扶養義務者の状況については、一定時期を設けて再度もれなく確認できる体制を整えるべきと考える。	措置済	生活福祉課
20	42	意見	12	扶養届書の記載日欄の不存在	扶養義務照会手続で照会した者から回収する「扶養届書」に記載日欄がない。受信した際に生活福祉課の受信日の押印はあるものの、届者の記載日を明確にするため、扶養届書には記載日又は届出日欄を設けることが望ましい。	措置済	生活福祉課

番号	報告書 ページ	監査の結果（指摘事項）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
21	42	意見	13	扶養届書提出者のうちの複数人が同一の筆跡である場合の対応	保護申請者の扶養義務調査対象者である同氏の姉弟3名の筆跡がいずれも完全に同一であるケースが見受けられた。文書の記入ができないなどの理由がある場合、代筆であることが確認の上、その旨を明記するなど一定の対応を図ることが望ましい。	措置済	生活福祉課
22	43	意見	14	扶養義務者履行通知書発行伺いの送付リストの訂正	扶養義務者履行通知書発行伺いの送付リストの訂正を行う場合には、単に取消線を付すのではなく、誰がどの時点でなぜ送付対象から外したのかを明確にするため、訂正者の訂正印を付したうえで、除外した理由を明記する必要がある。	措置済	生活福祉課
23	43	意見	15	扶養義務者に係る調査の取扱い方針と扶養届書の編綴方法	「扶養義務者に係る調査の取扱い方針」の書面にて、「扶養義務者の申告書」に基づく扶養義務者に対する照会の可否、照会した者からの回答と援助の可否をフォローしている。現在は、「扶養届書」は「扶養義務者履行通知書発行伺い」と一緒に編綴されており、特段の弊害があるわけではないが、ケースファイルの一覧性を確保するために、「扶養義務者に係る調査の取扱い方針」の箇所に併せて扶養届書を一緒に編綴し、一覧性を確保することも一案である。	措置済	生活福祉課
24	43	意見	16	高齢者に対する扶養照会について	「扶養義務者に係る調査の取扱い方針」において、「照会しない根拠」として、高齢者（おおむね70歳以上）であれば生活保護手帳別冊問答集で扶養義務履行が期待できない者の判断基準を援用して照会不要としているようであるが、民法上は絶対的扶養義務者に該当するうえ、相当の資産を有するなど、70歳以上であっても扶養の可能性はあると考えられるため、一律照会不要とするのではなく、個別具体的な判断を経て照会の可否について検討することが望ましい。	措置済	生活福祉課

番号	報告書 ページ	監査の結果（指摘事項）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署	
		区分	項目	内容				
25	43	意見	17	申請者が離婚した元夫の戸籍調査と扶養照会について	保護の申請者の元夫の戸籍調査の形跡が確認できず、扶養義務者の調査対象となっていない事例が見受けられた。子の人数の記載も書類間で齟齬があり明確でない側面があり、少なくとも援助の可能性等を明確にするために扶養義務者の調査対象にはすべきである。	令和元年度から、扶養義務者として、離婚した場合の子の父母の戸籍の調査は必ず実施することとした。	措置済	生活福祉課
26	44	結果	9	重点的扶養能力調査対象者に対する実地調査	市では、重点的扶養能力調査対象者に対する実地調査は実施されておらず、書面による回答を得ることとしているが、実施要領による規定が実地調査を要求している以上、実地調査を一律行わないとするのは、相当とは言えない。	重点的扶養能力調査対象者から金銭的な援助等を受けられるよう、令和元年6月から、対象者個々の状況に応じて適切に実地調査を行うこととし、実地調査を省略する場合は、その理由を「扶養義務者に係る調査の取扱い方針」に明記することとした。	措置済	生活福祉課
27	45	結果	10	保護決定通知期限の不遵守	法定の保護決定通知の期限を遵守し、超過した場合の理由を丁寧に付記するべきである。また、法定期限を超えないよう通知の事務手続は速やかに実施すべきである。	平成31年1月から、保護申請から通知までの事務手続きをこれまで以上に迅速に行うこととした。また、法定期限である14日以内及び延長期間である30日以内を遵守するため、保護申請世帯の資産及び収入状況の調査、扶養義務者への扶養照会等に要する期間等の課題を分析する中で、令和元年度から、更なる期間短縮に努めるとともに、期限を超過した場合は、保護決定通知書に具体的な理由を丁寧に付記することとした。 さらに、令和元年5月に保護決定期間短縮における課題解決の検討を行うプロジェクトチームを立ち上げ、更なる事務改善を図ることとした。	措置済	生活福祉課
28	45	結果	11	保護決定通知書控えの決裁年月日の記載の徹底	生活保護の開始を決定したことを関係各所に通知する意思決定の礎となる開始決定の決裁年月日欄が明記されていないため、当該日付が判然としないケースが数件見受けられる。決裁を行った日が開始決定の意思決定の証跡となり重要であることから確実に記載する必要がある。	令和元年度から、保護開始決裁日の記載を徹底し、関係各所への発送前にも再度決裁年月日が明記されているか確認を行うこととした。	措置済	生活福祉課

番号	報告書 ページ	監査の結果（指摘事項）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
29	45	結果	12	関連課宛て保護決定通知書の非通知	<p>東部事務所において、保護停止となる保護決定通知書のうち、大分市役所内の関係課宛ての通知書原紙がケースファイルに編綴され、実際には通知されていないことから不適切である。</p> <p>当該事案については、直ちに関係課に保護停止通知書を送付した。 今後も、関係課宛てに通知漏れ等がないよう、「保護停止時点検処理票（※）」等を活用することとし、その取扱いについて再度徹底した。</p> <p>※保護停止時に、関係課へ必要な通知等を適切に送付しているかどうかを確認するチェックリストのこと</p>	措置済	生活福祉課
30	46	意見	18	開始時における保護決定通知書の控えのケースファイルへの編綴	<p>サンプリングによりケースファイルを開覧したところ、開始時における保護決定通知書（控）がケースファイルに編綴されていない事例が見受けられた。 保護決定通知書は、保護決定が適法に行われ、生活保護の開始を被保護者に伝えるための重要な文書である。また、申請者に対して決定を通知した事実、延長の場合には保護決定通知書にその理由を記載したことを記録化することで、保護開始決定の証跡が明確になり、ケースファイルの網羅的な編綴に資することとなる。 したがって、開始時における保護決定通知書（控）はケースファイルに必ず編綴しておく必要がある。</p> <p>今後も、保護開始時における保護決定通知書（控）は、ケースファイルに必ず編綴することとし、その取扱いについて再度徹底するとともに、ケースファイル決裁時に、査察指導員による確認を行うこととした。</p>	措置済	生活福祉課
31	51	結果	13	NTTからの敷地料の無申告に関する事務	<p>NTTからの敷地料の無申告について、被保護者からの供述の真偽に関する実態の把握や業者への確認が不十分であり、事務の改善が必要である。</p> <p>今後も、資産収入につながるような敷地料の無申告を防止するため、所有者である被保護者と契約している者（NTT）が発行している通知書等にて客観的に確認することとし、その取扱いについて再度徹底するとともに、令和元年度から、さらに、ケースワーカー間の引継ぎを確実にするため、援助方針の特記事項にもその旨を追記することとした。</p>	措置済	生活福祉課

番号	報告書 ページ	監査の結果（指摘事項）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
32	52	意見	19	不正受給者に関する定期的な「29条調査書発行伺い」について	例えば、年に2回以上入退院を繰り返している被保護者を対象として、不正受給を未然に防止する観点から、法第29条調査を定期的実施するなど、当該手続の対象とする要件の更なる拡大が望まれる。	措置済	生活福祉課
33	52	意見	20	不正受給者に関する定期的な「29条調査書発行伺い」について	保護開始後の「収入申告書」及び「資産申告書」の申告内容については基本的に本人による申告を正として、客観的な外部情報との照合等は行われていないが、これについても一定の要件を設定して、定期的に外部情報との照合を行うことが望ましい。	措置済	生活福祉課
34	52	意見	21	不正受給者に関する定期的な「29条調査書発行伺い」について	預金通帳についても保護費が入金される口座以外も含めた全保有口座について定期的に提出を求め、その内容についてレビューすることが望ましい。	措置済	生活福祉課
35	53	意見	22	通報内容等に対して必要に応じた立入調査権の行使の検討	偽装離婚の可能性が高いとの告発文書が市に送付された事例で、本人にその内容を確認するという対応を取っているが事実の確認につながるとは考えにくく、法第28条の規定に基づく立入調査権の行使を検討することも必要である。	措置済	生活福祉課
36	53	意見	23	通報内容等に関する情報の共有化	各ケースワーカーがケース記録票に通報内容や不正受給案件の情報を記載するのみならず、全ケースワーカーが共有できるように、提供された情報を整理・記載した通報受信報告書等、組織的に共有化したナレッジベースを作成し、ケースワーカーが実務に活用できるような体制にすることが望ましい。	措置済	生活福祉課

番号	報告書 ページ	監査の結果（指摘事項）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
37	56	結果	14	ケース格付の変更の妥当性について 平成29年度までのケース格付はAであったが、平成30年4月に援助方針が変更となりCとされた事例が見受けられたが、ケース記録票の内容からは、どうしてケース格付がAからCに変更されたのかが判然としない。 実際、子どもの小学校入学、本人の入院、子の入院などで、頻繁に被保護者とコミュニケーションを取る必要性が認められる状況で、健康状態にも不安がある点や子の健全育成という観点からも当該ケース格付の変更は疑問の残るところである。	当該事案については、母子世帯の母の出産までの見守りのためケース格付をAとしていたが、出産後母子ともに健全に過ごしていたことから状況が改善されたと判断し、ケース格付をCに変更したところであり、この変更理由について、ケース記録票に記載した。 今後も、援助方針及びケース格付は、世帯の実状に応じ、状況の変動に合わせ適切な支援内容となるよう変更するとともに、変更の場合はその理由を記載することとし、その取扱いについて再度徹底した。	措置済	生活福祉課
38	56	意見	24	援助方針の策定と記載方法について 援助方針の策定とケースファイルへの記載の方法については、被保護者の実情に沿った個別具体的な援助方針をより明確に表現し、ケースワーカーによってばらつきがないような策定と記載方法の精度や深度の統一化が望まれる。	令和元年度から、援助方針の策定や記載方法について、ケースワーカーによってばらつきが生じないように、新任職員研修や班研修において記載方法の統一化を図ることとした。	措置済	生活福祉課
39	56	意見	25	援助方針の被保護者への説明と理解について 援助方針見直しの際に被保護者本人に説明し、理解を得るよう努めるべきであるが、そのことがケース記録票には残されていない状況にあり改善が必要である。	令和元年度から、訪問時に被保護者本人に援助方針の説明を行うとともに、ケース記録票に記載することとした。	措置済	生活福祉課
40	57	意見	26	高齢者世帯に対する就労指導について 65歳以上の被保護者（高齢者世帯）に対しては、健康上の問題も特段ない場合には、就労に関する援助方針の策定を検討する余地がある。	高齢者の就労に関する援助方針の策定について、現在、国から通知等は示されていないが、令和元年度中に他都市の状況を調査し、国の動向等も考慮するなか、本市独自の方針について、課内の事務改善委員会において策定することとした。 また、健康で就労意欲の高い被保護者については、個別に判断し、就労支援を行うこととした。	措置済	生活福祉課

番号	報告書 ページ	監査の結果（指摘事項）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
41	57	意見	27	不正受給履歴のある被保護者のケース格付	東部事務所における被保護者で不正受給の経緯があった者の援助方針について、ケース格付が「D」とされている事例が見受けられた。形式基準でのあてはめでは理解できるものの、不正受給があった経緯を考慮すると実質的な重要性も考慮してケース格付を上げることも検討の余地があると考え	措置済	生活福祉課
42	61	意見	28	訪問調査の適切な実施について	被保護者本人との直接の面接を通じて、健康状態、居住の事実や生活の実態を把握するため、形式的な訪問とならないようにケース格付に沿った訪問調査が適切に行われることが必要である。	措置済	生活福祉課
43	63	結果	15	収入申告書の正確な記載	「収入申告書」の記載事項は、被保護者の申告によることが原則であるから、被保護者自らが主体的かつ正確に記載し、原則として修正も本人が行う必要がある。	措置済	生活福祉課
44	63	結果	16	収入・資産申告書の記載日の補充と押印	「収入申告書」及び「資産申告書」には記載した年月日を記入し、被保護者の押印を漏れなく徴す必要がある。	措置済	生活福祉課
45	64	結果	17	収入申告書の著しい提出遅延	西部事務所における被保護者の事例で、平成29年4月から6月、同10月から12月分の収入申告書の提出が平成30年8月31日となっているため、提出が遅延しているほか、全体的に収入申告書の提出が遅れ気味である。 収入認定の事務の遅れにつながる可能性があり、遅滞なく提出を求められたい。	措置済	生活福祉課

番号	報告書 ページ	監査の結果（指摘事項）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
46	64	結果	18	収入申告書における収入の記載漏れ 外国人の被保護者の事例で、平成29年2月9日に提出された平成28年10月分から12月分までの収入申告書に、働いて得た収入の記載がない。同様に、平成29年4月12日に提出された収入申告書のうち、平成29年1月分の収入申告書に働いて得た収入額の記載がもれている。 この対象となるそれぞれの月の収入申告は別紙でなされているものの、当該収入申告書が様式行為としての制度の正となる申告であるため、保護費の決定決議の上では実態的には問題ないものの、確実に収入額を記載するように指導する必要がある。	令和元年度から、外国人等日本語が十分理解できない場合は、特に配慮しながら記載方法について丁寧に説明し、正確に記載できるよう助言するとともに、「収入申告書」の記載内容についても十分に確認するなど、「収入申告書」に確実に収入額を記載することとした。	措置済	生活福祉課
47	64	結果	19	「29条調査書発行伺い」の顛末の記載 「29条調査書発行伺い」について顛末を漏れなく記載する必要がある。	令和元年度から、法第29条に基づく調査については、照会後に相手先ごとに逐次顛末を漏れなく記載し、ケースワーカー一間の引継ぎ等を十分行うこととし、併せて、査察指導員による確認を行うこととした。	措置済	生活福祉課
48	65	結果	20	施設入所前に居住していた賃貸住宅の敷金等返戻金額証明書の未徴求 被保護者が、施設に入所する前の賃貸住宅において敷金9万円を預託していたが、当該敷金の返戻の有無を確かめるための敷金等返戻金額証明書を徴求しておらず、収入認定の可能性のあることから適切とは言えない。	当該事案については、平成31年4月に速やかに敷金等返戻金額証明書を徴収した。また、令和元年度から、施設又は住居を退去した場合には、必ず敷金等返戻金額証明書を徴収することとした。	措置済	生活福祉課
49	65	結果	21	収入申告書の未徴求 東部事務所における被保護者が、本人死亡により平成29年9月に廃止となっているが、受給者は当時92歳の高齢であるものの廃止までの収入申告書の提出を求める必要があるが、平成29年3月分までしか徴求できていない。本人申告による提出事務が遅れていたため死亡後に収受することができなくなったものと思料され、適時に提出を求めるよう改善することが必要である。	施設入所者の「収入申告書」については半年に一度徴収することとしているが、令和元年度から、保護廃止が予想される際は、適時に「収入申告書」を徴収することとした。	措置済	生活福祉課

番号	報告書 ページ	監査の結果（指摘事項）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署	
		区分	項目	内容				
50	65	結果	22	年金の認定変更に伴う法第63条適用のケース診断会議後の返還請求事務の遅延	この被保護者は、平成30年3月に平成28年8月から平成29年5月までの老齢厚生年金の認定変更による第63条適用による費用返還があった。この決議は平成29年10月16日開催のケース診断会議で決定しているが、この生活保護費費用返還請求にかかる決裁と通知が平成30年3月12日と半年以上事務が遅延している。	令和元年6月から、査察指導員が、ケース診断会議の日付、返還理由、金額、返還請求決定日等を進捗管理できる帳票を作成し、事務処理遅延を防止することとした。	措置済	生活福祉課
51	66	結果	23	経年変動しない農業収入の認定額	西部事務所における農業収入のある被保護者の高齢の同居家族の野菜収入にかかる収入認定に関して、平成25年4月1日以降、同氏の野菜収入の認定額が20,360円で全く変更がないため明らかに不自然である。これに関する収入申告書の提出が確認できないものの、当該申告書の提出を求めている点や、何の疑いもなく同額を収入認定しているのは明らかにあるべき事務を怠っている。保護費の決定に影響するばかりか、かなりの高齢であることから既に野菜収入が発生する状況ではない可能性も考えられ、もっと被保護者に寄り添った適切な事務を行うよう早急に改善する必要がある。	当該事案については、平成31年2月に本人を訪問し、野菜等収入の有無について聞き取るとともに、現地にて確認の上、生活保護法の規定に則って処理したところである。令和元年度から、訪問時に「収入申告書」の内容を被保護者本人から聞き取るなど、適切な事務処理を行うよう改善した。	措置済	生活福祉課
52	66	意見	29	徴求事務適用前の受給者に対する収入申告にかかる定期的な啓発	平成30年3月に平成28年8月から平成29年5月までの老齢厚生年金の認定変更があった被保護者につき、平成29年10月受給分からの65歳到達に伴い増額となった年金収入無申告があったことから、不正に受給した保護費について法第78条を適用し、費用徴収することとなった。 徴求事務適用前の受給者に対する収入申告の意識が低い事例である。収入申告義務について、定期的な啓発を行うとともに、一定期間経過ごとに当該説明を行い、本人から確認書を徴求することも一案である。また、法第27条に基づく文書指導指示を行うことも一案である。	令和元年度から、年金受給調査を徹底し、被保護者には増額等がある場合の資料の提出などの漏れのないよう、届出の義務について周知していくこととした。また、指導に従わない場合は、必要に応じて法第27条に基づく指導及び指示を適用することとした。	措置済	生活福祉課
53	66	意見	30	自動車保有容認後の使用状況の把握	自動車保有容認後の実際の使用状況の把握は、各ケースワーカーに任されており、使用している様式も統一的なものはないため、適時かつ適切な使用状況の把握を行い、一定の方法により使用状況の記録を確実にすることが望まれる。	自動車保有容認後の使用状況を適切に把握するため、令和元年6月から統一的な様式として「自動車使用実績報告書」を作成し、使用状況の記録を確実にすることとした。	措置済	生活福祉課

番号	報告書 ページ	監査の結果（指摘事項）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署	
		区分	項目	内容				
54	66	意見	31	過去に保有していた預金口座が資産申告に記載されていない場合の対応	保護の申請段階で存在していた銀行の預金残高が、直近の資産申告書に記載がされていない。申告漏れであるかどうかの真偽を確認するため、口座の継続保有の可否、口座解約の場合にはその証拠を被保護者から入手することが望まれる。	令和元年度から、被保護者には、「資産申告書」にはすべての資産を報告するよう指導するとともに、疑義がある場合は証拠の提出を求めることとした。	措置済	生活福祉課
55	66	意見	32	諸収入の可能性に対する預金調査等の対応の検討	被保護者に諸収入の可能性が把握された場合で収入申告にその内容が含まれていない場合、本人の申述に信憑性があるかどうか疑問がある場合も考えられるが、適正に確定申告されていなければ市民税調査でも捕捉できない可能性があるため、必要に応じて預金調査等の実施を検討することが望ましい。	今後も、「収入申告書」に記載のない諸収入の可能性が把握された場合、法第29条による預貯金調査等を行うこととし、その取扱いについて再度徹底した。	措置済	生活福祉課
56	67	意見	33	シルバー人材センターで稼働した収入無申告とその確実な捕捉のための検討	シルバー人材センターで労働しても、給与として取り扱っておらず、現状では「労働の分配に対する業務委託対価」として、所得税法上の支払調書の記載対象にもなっていない。確定申告されないと、給与支払報告書が提出されないことから市民税調査でも補足できず、収入無申告となった。収入の補足が困難であるものの、当該事例に対する適時適切な収入の捕捉に関する対応方法を検討すべきである。	令和元年度から、被保護者がシルバー人材センターで稼働している場合、所得申告を行うよう指導するとともに、事実確認が必要であれば、シルバー人材センターに収入状況の確認を行うこととした。	措置済	生活福祉課
57	67	意見	34	農業収入認定調書の年度・作成日の記載と調書の確認印の押印	農業収入認定調書に、収入認定の基準日が記載されているが、平成30年1月1日とすべきところ、平成29年と打ち間違いをしている。 当該調書には、年度や収入認定の対象期間などを明記することが望ましい。また、認定調書の作成者印も査閲印もないため、作成者や上席者のレビューの状況を確認できない。	令和元年6月に、「農業収入認定調書」の様式を変更し、年度や収入認定の対象期間記載欄と作成者や上席者の査閲押印欄を設けることとした。	措置済	生活福祉課
58	70	結果	24	車両保有容認後のケース記録	保有容認後の状況についてケース記録票に適切に記載する必要がある。	令和元年度から、保有容認の理由や経緯について、援助方針の特記事項欄に記載するとともに、保有容認後の状況についても1年に1回調査し、ケース記録票に記載することとした。	措置済	生活福祉課

番号	報告書 ページ	監査の結果（指摘事項）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
59	70	意見	35	自動車使用状況の把握について	自動車保有容認後の実際の使用状況の把握は、各ケースワーカーに任されており、使用している様式も統一的なものは存在しないため、適時かつ適切な使用状況の把握を行い、一定の方法により使用状況の記録を確実にすることが望まれる。	措置済	生活福祉課
60	71	意見	36	不正使用発覚後の指導の在り方について	自動車の目的外使用、つまり文書指導指示に違反する場合には、自動車の処分や保護の停止を検討する必要性が生じることになるため、その後の状況把握を継続的に行い、指導指示内容が遵守されているかどうかを組織的にフォローする体制とすることが望ましい。	措置済	生活福祉課
61	71	意見	37	ローン債務のある自動車保有について	ローン債務のある車両保有については、最低生活費の中から残債返済を支弁することになりかねないことから、当該ローンの支払予定表の提示を求め、適切な指導を行う必要がある。	措置済	生活福祉課
62	74	意見	38	見積書や請求書の作成等日付について	「不動産鑑定費用の請求について（通知）」「不動産鑑定事務所からの鑑定費用請求書」及びその「見積書」について、請求書の大分市への着信日がスタンプにより平成30年3月26日であることを確認できるほかは、文書の作成日が明らかでなく、見積書については大分市への文書着信日も確認できないことから、これらの日付を明確にするように事務執行すべきである。	措置済	生活福祉課
63	74	意見	39	登記の事実の確認について	リバースモーゲージ（不動産担保型生活資金）の契約が成立すると、融資に伴い不動産の根抵当権が設定されるが、当該事実を客観的に明らかにするために、当該不動産に係る全部事項証明書等を念のため徴求することが望ましい。	措置済	生活福祉課

番号	報告書 ページ	監査の結果（指摘事項）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
64	74	意見	40	相続財産を入手する可能性と法第63条適用の可能性の明記について 保護申請者の父が逝去して間もない場合、この申請者は不動産等の相続財産を入手する可能性がある点とそれに伴う法第63条適用の可能性をケースファイルに明記して重要な要点としたうえで、顛末までしっかりとフォローするような運用を心掛けたい。	令和元年度から、被保護者が相続人になる場合は、相続状況を確認するとともに、遺産分割協議書や遺産相続証明書等の提出を求め、財産を実際に相続する、しないに関わらず、これらの顛末をケース記録票に記載することとした。	措置済	生活福祉課
65	74	意見	41	不動産保有に関するマニュアル等の策定及び活用について 要保護者が不動産を所有している場合の対応についてマニュアル等が特に設けられていないため、ケースワーカーによって事務の進め方等にばらつきがあり、要保護者に対する画一的な対応が不十分であるため、当該マニュアル等の策定及び活用を図られたい。	令和元年度から、要保護者が不動産を所有している場合については、その状況確認を行い、直ちに処分できない場合は法第63条の誓約書を徴収するとともに、援助方針の特記事項に顛末を記載することで、事務処理方法を統一した。加えて、令和元年度中に、課内の事務改善委員会において、これらの取扱いについての事務処理フロー図を作成することとした。	措置済	生活福祉課
66	75	意見	42	リバースモーゲージ適用対象の進捗の遅れ リバースモーゲージ（不動産担保型生活資金）適用対象の事例のうち、適用が決まった後の進捗管理が適切に行われていないため、完了まで1年以上経過するというものが見受けられ、当該関係者との密なコミュニケーションなど事務の在り方を改善する必要がある。	令和元年度から、事務処理フロー図を作成するとともに、査察指導員が、「大分市要保護世帯向け長期生活支援資金制度実施要領」に基づき事務処理が適正に行われているか進捗管理を行うこととした。	措置済	生活福祉課
67	78	結果	25	債務整理のフォローと顛末の記載 多重債務や相当の債務残高を有している事例について、ケース記録票を閲覧したところ、債務の把握については資産申告等により適切に行われているものの、その後の債務整理についての助言、経過及び顛末の把握については十分とはいえないケースが散見されたため、改善が必要である。	令和元年度から、被保護者に日本司法センター（以下「法テラス」という。）への相談後の状況・経過を確認し、適切な助言・支援を行うとともに、その助言等顛末についてもケース記録票に記載することとした。	措置済	生活福祉課
68	79	結果	26	受給した保護費からの債務の返済 保護申請当初の資産申告により、相当の債務残高を有していることが認識されている場合に、債務整理の方法によらず、その後の顛末が明確でないまま、その後の資産申告での債務残高が減少又は消滅している事例が見受けられるが、受給した保護費の中から債務の返済を行っていると思料されるため妥当とは言えない。	今後も、保護申請当初の資産申告により、相当の債務残高を有している場合は、法テラスに繋ぎ債務整理の手続きを指導することとし、その取扱いについて再度徹底するとともに、併せて、その後の状況・経過及び顛末について確認することとした。	措置済	生活福祉課

番号	報告書 ページ	監査の結果（指摘事項）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
69	81	結果	27	保護受給期間中における債務整理のための弁護士報酬の支払	債務整理のための専門家報酬と思料される弁護士報酬を毎月17千円支払っているケースについて、保護費を受給しているという状況では、最低生活費の中から当該報酬を支弁することになりかねず、好ましいと言えない。	措置済	生活福祉課
70	81	結果	28	重要な債務の存在とその変遷についての不十分な把握と顛末管理の欠如	被保護者が負う重要な負債の存在は、その生活に重大な影響を及ぼすことや、新規の借入れや返済を行うこと自体が厳に禁止されている点から考慮しても、もっと被保護者に寄り添って負債の存在やその変遷などの実態把握に努めるとともに、債務整理の助言指導のみならず、顛末までしっかりと確認を行うべきである。	措置済	生活福祉課
71	82	意見	43	ケースワーカーの基礎的な法律知識の習得について	被保護者に寄り添った債務整理のための適切な助言や基礎的な情報の提供を行うことは、債務整理による自立のための一助として重要性があることから、ケースワーカーが基本的な当該領域の基本的な法律や制度知識を習得する機会を設けることが望ましい。	措置済	生活福祉課
72	94	意見	44	辞退届の受領印	辞退届に対する対応及び状況判断は概ね適切であったが、1ケースについて辞退届の受領印が1年前の日付になっていた。辞退届を受け取った日を示す重要な日付であるため、過誤のないように慎重に日付を確認し押印する必要がある。	措置済	生活福祉課
73	94	結果	29	保護廃止通知書の通知の徹底	保護廃止通知書についてサンプルにより20件を抽出し閲覧したところ、保護の廃止に係る保護廃止通知書の通知が、外部監査手続の資料依頼日となっているケースが2件あった。担当者に確認したところ、保護者に通知がなされていなかったとのことである。 当該通知は、保護の有無を被保護者に知らしめる重要な書類であるため、法令に従った処理の実施が求められる。	措置済	生活福祉課

番号	報告書 ページ	監査の結果（指摘事項）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署	
		区分	項目	内容				
74	95	結果	30	弁明通知書の送付日	<p>弁明通知書を確認したところ、弁明の日付が平成30年8月24日に対し、その通知書の送付日が平成30年8月17日と1週間前であった。生活保護の廃止は、一方的に実施するのではなく、保護者の弁明の機会を与えることとしており、生活保護法施行細則第8条第2項では、保護者の弁明の準備のために弁明日時の14日前までに通知すべきとしている。今回のように1週間前の通知ではその準備も日程調整も困難になる可能性があり、生活保護法施行細則が定める規則に反する。</p> <p>生活保護の廃止に係る手続は、保護者の権利が守られるよう、弁明の機会のための適切な期間を遵守する必要がある。</p>	<p>今後も、保護の変更にかかる弁明の機会を与える場合、生活保護法施行細則第8条第2項のとおり、弁明日時の14日前までに弁明通知書を送達することを遵守することとし、その取扱いについて再度徹底した。</p> <p>また、査察指導員は、弁明通知書（控）が編綴されていることを確認することとし、併せて、送付後、弁明日の14日前までに、当該被保護者に当該通知の受領を確認することとした。</p>	措置済	生活福祉課
75	95	結果	31	一時扶助の支払等証憑の未提出	<p>保護の開始に当たって一時扶助が行われているが、一時扶助認定された支払の事実を証明する領収証等の徴求が行われておらず、実際に申請どおり購入等が行われているか、支出が事実に基づくものが不明確なままとなり不適切である。</p>	<p>令和元年度から、一時扶助認定された支払の事実を証明する領収証等を確実に徴収するとともに、併せて、査察指導員が、後日ケースファイルにおいて確認することとした。</p>	措置済	生活福祉課
76	95	結果	32	保護開始直後の保護廃止と一時扶助に対する法第78条返還の適用	<p>保護開始年月日は平成29年12月に対し、保護廃止年月日は平成30年2月である事例に関して、一時扶助を含めた保護費の支給については事実上の詐欺が疑われる事例であるが、法第78条が適用されておらず、本来は徴収金決議が必要な事例といえる。</p>	<p>当該事案については、平成31年3月に敷金等について不動産会社から領収証の写しを徴収し、支払済みであることを確認するとともに、家具什器及び布団で購入履歴を確認できなかったものについては、令和元年6月、法第78条の徴収適用に係るケース診断会議に諮り、費用徴収決議を行った。</p> <p>今後も、一時扶助に対する領収証等の挙証資料の徴収を徹底し、提出がなく詐欺等違法行為が疑われる事例については、法第78条に基づく費用徴収決議を遅滞なく行うよう、適切に事務を遂行することとし、その取扱いについて徹底した。</p>	措置済	生活福祉課

番号	報告書 ページ	監査の結果（指摘事項）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
77	96	意見	45	保護廃止通知書控えの編綴 <p>サンプリングによるケースファイルを閲覧したところ、保護廃止通知書（控）はケースファイルに編綴されていない場合が見受けられた。  保護廃止通知書は、保護廃止が適法に行われ、生活保護の廃止を被保護者に伝えるための重要な文書である。また、申請者に対して決定を通知した事実、延長の場合には決定（変更）通知書にその理由を記載したことを記録化することで、事後の手續の過誤の防止や不服申し立ての際の証拠となりうる。  したがって、保護廃止（変更）通知書（控）はケースファイルに必ず編綴しておく必要がある。</p>	令和元年度から、保護廃止（変更）通知書（控）はケースファイルに確実に編綴するとともに、併せて、査察指導員による確認を行うこととした。	措置済	生活福祉課
78	96	意見	46	保護決定通知書の性別の記載誤り <p>東部事務所の被保護者が死亡に至り廃止となったケースで、本人は女性であるのに表記が男性と記載されていた。死亡のケースで本人や扶養義務者にその文書は交付されないものの、異なるケースでは失礼に当たることから、十分に気を付けて文書作成を行う必要がある。</p>	令和元年度から、過誤による記載のないよう十分注意して文書を作成するとともに、併せて、査察指導員による確認を行うこととした。	措置済	生活福祉課
79	96	意見	47	法第63条返還金の完納の適用台帳の未編綴 <p>西部事務所の被保護者に対して行われた平成24年8月15日付で法第63条に基づく費用返還請求1,429,849円について、「63条・78条適用台帳（完納）」が編綴されておらず、完納の確認に関するケースファイルに関連書類の一覧性が確保されていないため、もれなく法第63条返還金の完納にかかる文書を編綴されたい。</p>	令和元年度から、関連書類の一覧性を確保するため、完納の確認に関するケースファイルに「63条・78条適用台帳（完納）」を確実に編綴するとともに、併せて、査察指導員による確認を行うこととした。	措置済	生活福祉課
80	106	結果	33	費用返還請求を決裁する時期 <p>生活保護費費用返還請求はケース診断会議の後決裁されるべきである。</p>	今後も、生活保護費費用返還請求について、ケース診断会議後速やかに決裁することとし、その取扱いについて再度徹底するとともに、併せて、査察指導員による確認を行うこととした。	措置済	生活福祉課
81	107	結果	34	費用返還請求を実施する時期 <p>生活保護費費用返還請求は、ケース診断会議後直ちに実施すべきである。</p>	今後も、生活保護費費用返還請求について、ケース診断会議後速やかに決裁した上で、直ちに実施することとし、その取扱いについて再度徹底するとともに、併せて、査察指導員による確認を行うこととした。	措置済	生活福祉課

番号	報告書 ページ	監査の結果（指摘事項）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署	
		区分	項目	内容				
82	107	結果	35	法第63条適用のケース記録における記載金額不突合	外国人である被保護者が收受する賠償金の収入認定による法第63条適用の決裁文書に関して、「賠償金28,032円から自立更生費を引き、8,000円を除外した残額62,000円を法第63条適用で一括返還させる」との記載があるが、金額が全く突合しないものであるにもかかわらず、上席者の確認印が押されており、事務が不適切である。	平成31年3月、当該事案については、ケース記録票の訂正を行った。 令和元年度から、決裁文書に係る金額等の記載については、慎重かつ丁寧に行うとともに、併せて、決裁の際は、査察指導員等上席者による確認を行うこととした。	措置済	生活福祉課
83	107	意見	48	費用返還の合理的な回収スケジュール	法第63条の費用返還金の回収スケジュールは返済が現実的かつ回収可能性の高いもので、ほぼ全額の回収が合理的に実行可能な範囲となるような合意となることで、結果として不納欠損とならないような返済計画となるよう留意が必要である。	令和元年度から、法第63条の費用返還金の回収スケジュールは、全額の回収が可能となる返済計画で合意がなされるよう、被保護者に丁寧な説明をするとともに、併せて、査察指導員等上席者による確認を行うこととした。	措置済	生活福祉課
84	108	結果	36	費用徴収金支払い計画書の訂正	費用徴収金支払い計画書における日付、金額の訂正は必ず本人の合意のもと訂正印を押印すべきである。	令和元年度から、費用徴収金支払い計画書における日付、金額の訂正は、必ず被保護者本人から訂正印を押印してもらうとともに、併せて、査察指導員による確認を行うこととした。	措置済	生活福祉課
85	109	結果	37	入院等保険金の法第78条徴収金の未認定	被保護者本人が契約者・被保険者である生命保険について、入院等保険金が平成24年から平成26年にわたり支給されているが、預金調査で本人への振込確認ができないことを理由として、法第78条徴収金の対象となる収入として認定されていない事例があり、法令の規定に照らし適切とは言えない。	当該事案については、平成30年12月にケース診断会議に諮り、法第78条の費用徴収金の対象となる収入として認定した。 今後も、法第78条徴収金の適切な収入認定に努め、不実の申請その他不正な手段により保護を受けた場合は、法第78条徴収金の対象とすることとし、その取扱いについて徹底した。	措置済	生活福祉課
86	111	結果	38	法第63条返還金を不納欠損処理した場合の債務者への通知	法第63条返還金を不納欠損処理した場合は、その放棄した事実を債務者に通知する必要がある。	今後も、法第63条返還金について、非強制徴収債権を放棄した際は、大分市債権管理条例施行規則第5条第2項の規定に基づき、その事実を債務者に通知することとし、その取扱いについて、再度債権管理業務を行う担当職員へ徹底した。	措置済	生活福祉課

番号	報告書 ページ	監査の結果（指摘事項）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
87	111	意見	49	返還金に係る被保護者の適時な把握と適切な対応	返還金の発生を防止するためにも、被保護者死亡が見込まれる状況を把握した場合は、関係者と連絡をとり、状況に応じた判断をすることが望ましい。	措置済	生活福祉課
88	112	結果	39	渡航前の申述書面の適用様式の誤り	外国人の被保護者は祖国の父が亡くなり、平成30年9月6日から平成30年10月25日まで一時帰国している。この渡航に際し、異動届（第22号様式）が、出国・帰国で計2通提出されているが、いずれも事後報告であるうえ、海外渡航の申述書面として適用する様式としては事務の取扱いを誤っていると思われる。	措置済	生活福祉課
89	112	結果	40	渡航前の申述書面の未提出	外国人の被保護者から渡航に先立ち、渡航先（宿泊先）、渡航目的及び日程並びに費用及びその捻出方法等について記載した書面の提出を受ける必要があるが、渡航後にパスポートの写しの提供を受けているだけであるため、正しい事務の取扱いがなされていない。	措置済	生活福祉課
90	113	結果	41	約半月の渡航での保護停止の取扱いの是非	外国人の被保護者の渡航期間が7月24日から8月9日である場合に「保護の停止」という取扱いを行っているが、本来は「保護の継続」として取り扱い、渡航費について収入認定の是非を検討することが相当であると思料され、事務の取扱いが疑問である。	措置済	生活福祉課

番号	報告書 ページ	監査の結果（指摘事項）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
91	113	意見	50	渡航費用を収入認定しなくても差し支えない具体的な事例の明確化	課長通知第10の19に定める「渡航費用を収入認定しなくても差し支えないケース」の中では明示されていないものの、例えば一定年数ごとの祖国への帰省については、親族の墓参に準ずるものとして、渡航費用を収入認定しないことを「保護の手引き」などで明確化して取り扱うことも一案である。	措置済	生活福祉課
92	114	意見	51	ケースファイルにおける子からの主訴に対するフォローの記載	外国人の被保護者で母である本人の長男から「家でごはんを食べていない。」との主訴があり、スクールソーシャルワーカーが本件で来所し、本人と面談できないため、今後調査を進めていくうえで情報提供を依頼するとの記載が平成27年7月にあった。その後、本件については、母本人と面談又は電話連絡により確認を行ったと思われるが、当該記載がなく、当該主訴について改善されたかどうかの顛末が分からない。子の健全育成に影響する重要な内容であるため、改善状況などの顛末については確実に把握しケースファイルに記載を行う必要がある。	措置済	生活福祉課
93	114	意見	52	5年経過廃棄文書の在り方の再検討	外国人である被保護者の「法第63条適用の決裁文書における記載金額不突合」に関連して、本件のケース記録票においては当該内容に関し「ケース診断会議記録参照」と記載されているが、当該記録やその関連書類は5年経過したものとして廃棄処理されており、内容を確認できなかった。 ケースファイルに編綴する文書のうち、ケース診断会議記録や法第27条の指導指示書、法第63条・78条適用文書については過去の意思決定や被保護者の履歴を確認するうえで重要な書類であることから、廃棄することは実質的に好ましくなく、期間経過による廃棄の取扱いの在り方については再検討の余地がある。	措置済	生活福祉課

番号	報告書 ページ	監査の結果（指摘事項）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
94	114	意見	53	被保護者の新生児に係る1か月検診受診料の扶助等の制度の検討	外国人の被保護者世帯においては、新生児1か月検診受診料の扶助等の制度的な手当がなされていないため、現行規定では一義的に一時扶助では支給できないことになっている。この件につき、国が補助金を交付することを検討していると聞いているが、新生児1か月検診などは産後の母親にとっても新生児にとっても重要な検診であり、これを最低生活費の中で被保護者が支弁するのは非常に酷なことである。国庫補助等の制度の手当がなされるまでは、できるだけ被保護者に寄り添う対応を図るため、大分市として内規で定めるかどうかなどを検討し、統一的な見解のもとで扶助の可否について明確化することが望まれる。	措置済	生活福祉課
95	118	結果	42	課税調査結果のフォローとチェック体制の厳格化	課税調査の結果のフォローは必ず実施し、継続的な不正就労が起きないように被保護者の収入申告義務の徹底と内部での事務手続やチェック体制をより厳格化する必要がある。	措置済	生活福祉課
96	121	意見	54	保護施設事務費差額精算の誤り	施設事務費が請求もれや計算誤りによって、本来支払うべき当該事務費差額が少額ながらも過少請求となっている。請求事務自体は、各保護施設が主体的に責任を持って実施すべきではあるが、大分市としても、原則として計算調べをするなど、規定の保護施設事務費が適切に支出されるように事務を執行されることが望ましい。	措置済	生活福祉課
97	123	結果	43	ケース診断会議記録のケースファイル編綴もれ	通信制高校就学のための生業扶助が可能かどうかについて、保護台帳には平成30年8月29日のケース診断会議で取扱いを決定し、扶助は不可となった旨の記載があるが、その会議記録が編綴されていない。ケースファイルには、組織的な意思決定の証跡であるケース診断会議記録を編綴することになっており、編綴漏れとなっているため、ファイルの一覧性に欠ける結果となっていることから、事務の改善が必要である。	措置済	生活福祉課

番号	報告書 ページ	監査の結果（指摘事項）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署	
		区分	項目	内容				
98	126	意見	55	ケース診断会議の決定に従った文書による指導指示の不実行	<p>過年度の事例であるが、平成21年10月15日開催のケース診断会議において、収入無申告による法第78条費用返還の適用を決定し、それに併せて法第27条による文書指導指示を行っているが、指導指示書が編綴されておらず、ケース記録票の状況からも実際の文書による指導指示を行っていないと推定され不適切である。重要な事務の執行が脱漏するのは担当者に任せきりで査察指導員のミドルマネジメントによる業務進捗管理が不十分であるものといえ、事務の改善が必要である。</p>	<p>令和元年度から、ケース診断会議において決定した法第27条による文書指示等については、査察指導員が査察指導台帳に記載し、進捗状況を管理することにより、確実に指導指示を行うこととした。</p>	措置済	生活福祉課
99	126	意見	56	指導指示書交付処理簿の記載と口頭による指導指示の網羅的な管理	<p>現状における指導指示書交付処理簿の記載は、実際に法第27条に基づく当該文書を実際に交付した場合に、その文書番号、件名、交付年月日等を記載するものとなっているが、口頭による指導指示の内容を網羅的に一覧性のある形式で取り纏め、当該指導指示の業務の有効性と効率性を高める管理手法について検討されたい。</p>	<p>これまで、法第27条に基づく口頭による指導指示については、ケース記録票に記載するのみであったが、査察指導員会議により、令和元年5月から、査察指導台帳に記載し進捗状況を管理することとした。 また、令和元年度中に、指導指示の内容を網羅的に一覧性のある形式で取り纏める管理方法等を査察指導員会議において決定することとしており、指導指示の業務の有効性と効率性を高めることとした。</p>	措置済	生活福祉課
100	128	結果	44	被保護者に対する通知文書の決裁日及び通知の施行日欄の記載	<p>法第63条（費用返還義務）の適用について（通知）及び生命保険保有容認通知書の交付について（通知）の双方の書類で、その通知の可否を意思決定した証跡となる決裁日欄、そして当該文書の通知を実施した日付を明確にする施行日欄の記載がないケースが見受けられた。これらの事実を明確にするため、もれなく確実に記載されたい。</p>	<p>当該事案については、通知文書の決裁日及び施行日を直ちに記載した。令和元年度からは、確実に決裁日及び施行日を記載することとした。</p>	措置済	生活福祉課
101	128	意見	57	一時扶助支給等一覧表の取扱いの統一化	<p>「一時扶助支給等一覧表」の活用方法、画一的な取扱いについて再検討することが望ましい。</p>	<p>定例的な給付以外で被保護者が受けた一時的な金銭給付について、支給限度額や支給期間を網羅的に一括して把握できるよう「一時扶助支給等一覧表」を活用することは有効であることから、令和元年度から、ケースファイルへの貼付や、一覧表記載の徹底など、統一的な事務の取扱いを行うこととした。</p>	措置済	生活福祉課

番号	報告書 ページ	監査の結果（指摘事項）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署	
		区分	項目	内容				
102	128	意見	58	保護開始点検処理票等の取扱いの統一化	「保護開始点検処理票」「初回支給時点検処理票」「ケース移管時点検処理票」がケースファイルによってあるケースとないケースが混在しており、いま一度取扱いの統一化を図ることが望ましい。	平成30年10月開催の課内事務改善委員会において、「保護開始時点検処理票」「初回支給時点検処理票」「ケース移管時点検処理票」はそれぞれチェック後に廃棄することとし、取扱いの統一化を図った。	措置済	生活福祉課
103	129	意見	59	文書受信時の受信印の確実な押印について	扶養届書や法第29条調査の回答書が福祉事務所で受信された場合、文書の受信の事実とその日付を明確にするため受信スタンプが押されるが、適切に押されていないため、担当課欄と受信日付欄を判読できない事例が散見されるため、当該事実の証拠を明確に残すため、判読できる状態で確実に押印されたい。	当該事案に係る文書受信時の受信印については、適正な日付に修正した。今後は、文書の受信の事実とその日付を明確にするため、判読できる状態で確実に押印することとした。	措置済	生活福祉課
104	129	意見	60	葬祭扶助のケースファイルへの記載について	大きく過年度の事象ではあるが、保護台帳に平成22年10月に逝去した当該被保護者の兄の葬祭扶助に関する記載がケースファイルになされていないため、確実に記載する必要がある。	当該事案については、平成31年3月にケース記録票へ適正に記載した。今後は、ケース記録票へ確実に記事を記載することとした。	措置済	生活福祉課
105	129	意見	61	預金の引出手数料に関する助言について	限られた生活保護費の中で預金の引出手数料が頻繁にかかる状況は経済的に好ましいとは言えないため、個別の事情を勘案しつつも、被保護者に一定の助言を行うことも一案である。	令和元年度から、預金の引出手数料が頻繁にかかるなどの状況を把握した場合には、個々の生活状況や居住環境を聴取するとともに、適宜状況に応じた助言を行うこととした。	措置済	生活福祉課
106	130	意見	62	高校生の子女の労働従事と教育面の影響に関する助言等	被保護者の高校生の子女が遠方の高校に通いながらアルバイトを行い、生計の一助（ただし、基本的に収入認定となる。）となるよう真摯に労働する姿勢はある側面では好感が持てるといえるが、高校生という立場は学業を最優先することが一義ともいえることから、ケースワーカーからの一定の助言指導を行うことで両者のバランスを図るように伝達することも検討の余地がある。	当該事案については、本人の意向を聴取した上で、意思を尊重しつつ学業の優先を念頭に置いた適切な助言に努めてきたところである。今後も、個々の状況に十分に留意し助言指導を行うこととし、その取扱いについて再度徹底した。	措置済	生活福祉課

番号	報告書 ページ	監査の結果（指摘事項）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
107	130	意見	63	火災による補償金の収受の可能性の顛末確認	被保護者が居住していたアパートで平成29年8月に発生した火災により新住居に転居している。このケースに対して、貸主から補償金・見舞金等の支給が確認されていない。支払があった場合は適正に申告するように指導しているとして援助方針に記載されているものの、その後の顛末が明確でないため、事実関係を確認する必要があると思われる。	措置済	生活福祉課
108	130	意見	64	電話を持たない被保護者に対する福祉電話活用の勧奨	被保護者の中にはもとより固定電話・携帯電話の別にかかわらず、電話を持たないケースや、一定の事情により電話回線・携帯電話の契約をできない場合が見受けられる。この場合、ケースワーカーが被保護者と連絡を取ることも容易でなく、事務等の効率性に影響することも想定されるため、「福祉電話（※）」の制度の活用により、電話を持たない一定の被保護者が電話を保有するように働きかけを行うことも一案である。  ※65歳以上で電話のない所得税非課税のひとり暮らし高齢者に電話を貸与し、設置費と基本料金、月額300円までの通話料金を補助する制度	措置済	生活福祉課
109	133	結果	45	指定医療機関の指定申請書の未提出	法第49条の3による指定更新申請書が提出されていない医療機関が8件存在した。今後は、定期的に有効期間を確認し、長期間の未提出の状況を未然に防ぐ仕組みの構築が必要と考えられる。	措置済	福祉保健課
110	134	意見	65	大分市生活保護診療依頼証の適切な運用	「大分市生活保護診療依頼証（土・日、祝日、時間外）」の適切な運用が必要である。緊急時などの例外を除き、原則どおり、医療扶助を受けようとする者は、医療機関に行く前に福祉事務所長に対してその旨を申請し、各給付要否意見書、あるいは医療券の交付を受け、被保護者は、それらの書類を医療機関の窓口で提示し受療する運用を検討すべきである。	措置済	生活福祉課

番号	報告書 ページ	監査の結果（指摘事項）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
111	136	意見	66	医療要否意見書の承認、不承認欄	一般嘱託医が医療扶助の決定、実施にともなう専門的判断及び必要な助言指導を行うために提出させている「医療要否意見書」の様式には、承認、不承認の欄が設けられているが、嘱託医は助言指導を行うにとどまり、医療扶助の決定、実施はケースワーカーが行っているため、「医療要否意見書」の承認、不承認の欄は削除する必要があると考えられる。	措置済	生活福祉課
112	137	結果	46	大分市医療扶助審議会の形骸化	大分市医療扶助審議会は平成8年12月の制度開始以来、1度も開催されたことがなく、事実上、形骸化している。審議会制定の意義を再検討し、当該条例の制度そのものを見直したうえで有効に機能するための在り方について、早期に検討されたい。	措置済	生活福祉課
113	138	意見	67	大分市医療扶助審議会の構成の在り方	大分市医療扶助審議会はすべて医師で構成されているが、大分市医療扶助審議会条例第3条が学識経験者、大分市職員を組織に加えた趣旨は、社会通念も踏まえた豊かで幅広い知見に基づく判断を行うためのものと考えられる。その趣旨からは、医療関係者以外の例えば、大学教授、弁護士、会社経営者等の学識経験者を加えることで、社会を代表する見識や意見を取り入れることが望ましいと考える。	措置済	生活福祉課
114	142	結果	47	医療要否意見書の未提出又は提出の遅延	医療要否意見書の提出がない事例や入院、治療開始から長期間未提出でその間に数百万円の高額医療が行われているケースが散見された。医療要否意見書はタイムリーに漏れなく提出させるべきである。	措置済	生活福祉課
115	142	結果	48	転院時の医療要否意見書の未提出	「入院患者が転院する場合の事務手続」として医療扶助運営要領には、「転院を認める場合、転院先医療機関から、医療要否意見書等の提出を求め、あらためて入院承認期間を設定したうえで医療扶助の変更決定を行うことになる。」と定められているが、これに違反して転院時の医療要否意見書等の提出がないケースがあった。	措置済	生活福祉課

番号	報告書 ページ	監査の結果（指摘事項）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
116	142	意見	68	頻回転院に関するより厳格な判断  ※DPC病院とは、短期間に高度な医療を行うことから、比較的高額な入院費用が発生する病院	DPC病院間の転院については、令和元年度からレセプト点検員によるレセプトチェックを毎月行うとともに、転院先の医療機関から医療要否意見書の提出の徹底を図ることとした。 また、転院先の妥当性、必要性に疑義が生じた場合には、担当ケースワーカーによる主治医訪問を行ったうえで、嘱託医へ専門的判断及び助言指導を求めることとした。	措置済	生活福祉課
117	145	意見	69	嘱託医による指定医療機関に出向し検討する制度の活用  長期入院患者の実態把握については、大分市では、嘱託医が指定医療機関に出向いて実地に検討した事例は認められないことから、嘱託医が書面による判断が困難な場合や指定医療機関に意見を聴取又は説明を要求する必要があると認められる場合には、嘱託医は実地検討を必要に応じて実施することが望ましい。	長期入院患者の実態把握については、令和元年度から、嘱託医が書面による判断が困難な場合や指定医療機関に意見を聴取又は説明を要求する必要があると認められる場合には、必要に応じて嘱託医の実地検討を実施することとした。	措置済	生活福祉課
118	148	意見	70	外来受診期間が超長期の患者に対する嘱託医からの適正受診の指導援助  長期外来患者の医療扶助を継続している年数と人数の状況を見ると10年超、30年超の外来患者も存在していることから、主治医訪問等により適正受診の指導援助を行うことが望ましい。	長期外来患者については、「長期外来患者実態把握実施要領」に基づき、適切に対応しているところであるが、今後も主治医訪問等による適正受診の指導援助を行い、適切な対応に努めることとした。	措置済	生活福祉課
119	156	意見	71	往療料が比較的多額なあん摩・マッサージの施術  多額の往療料を要する居宅から遠い施術所を選択して施術を受けることは一般的には選択しないことが通常であり、より近接地に選択しうる施術所があるなど一定の合理性が認められる場合には、一定の対応を検討する余地がある。	令和元年度から、往療料については、より近接地に選択し得る施術所があるなど一定の合理性が認められる場合には、保護費の適正化を図る観点から、施術所変更の指導を徹底することとした。 なお、往療料については、平成30年6月5日付厚生労働省社会援護局長通知「『生活保護法による医療扶助運営要領について』の一部改正について（通知）」により、施術の往療料は1人1回につき2,300円、片道4キロメートルを超えた場合は2,700円と改正されたところである。	措置済	生活福祉課

番号	報告書 ページ	監査の結果（指摘事項）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署	
		区分	項目	内容				
120	157	意見	72	移送費に関する近接地の受診規定の往療料への適用検討	「移送費」については、「受診する医療機関については、原則として要保護者の居住地等に比較的近距離に所在する医療機関に限るものであること。」と規定されている。当該制度趣旨を敷衍すると、あん摩・マッサージについても同様の趣旨で一定の制約を設ける規定の制定は検討の余地があると考え。上位法令の規定を逸脱しない範囲で一定の制度上の手当てを行うことを検討し、保護費の適正化に向けた対応を検討することが望ましい。	令和元年度から、往療料については、より近接地に選択し得る施術所があるなど一定の合理性が認められる場合には、保護費の適正化を図る観点から、施術所変更の指導を徹底することとした。 なお、往療料については、平成30年6月5日付厚生労働省社会援護局長通知「『生活保護法による医療扶助運営要領について』の一部改正について（通知）」により、施術の往療料は1人1回につき2,300円、片道4キロメートルを超えた場合は2,700円と改正されたところである。	措置済	生活福祉課
121	159	意見	73	保守実績報告書の編綴	生活保護システムの賃借料にかかる保守実績報告書が、当該契約書関係の簿冊に編綴されていないため一覧性に欠けることから、同一の簿冊に編綴することが望ましい。	令和元年度から、生活保護システムの賃借料にかかる保守実績報告書は、当該契約書関係と同一の簿冊に編綴することとした。	措置済	生活福祉課
122	161	意見	74	支給内訳書上での民間住宅代理納付に関する文言表記の統一	生活保護費支給内訳書において、「民間住宅代理納付」「民間代理納付」「民間代理」と異なる表記が用いられていたが、これらは全て同じ意味であることが判明している。軽微ではあるが、文言が異なると形態等が異なると誤導する可能性があるため、表記方法及び民間住宅代理納付の依頼書の形式を統一することが望ましい。	令和元年度から、生活保護費支給内訳書において、「民間代理納付」に表記を統一するとともに、現行の民間住宅代理納付の依頼書を確実に使用することとした。	措置済	生活福祉課
123	161	意見	75	管外への引継ぎのための旅行	平成29年12月に豊後高田市へ転居確認に2人で行っている。ケース移管であるが実施責任は大分市が継続する必要があるため、入居施設である豊後高田に確認に行く必要があったケースであるが、移管引継ぎ担当者（医療担当ケースワーカーへの引継ぎ）同士での旅行でないことから、その業務の有効性は疑問の残るところであり、引継ぎの担当者同士で日程調整をできるだけ行い、転居確認と引継ぎを同時に行えるように調整することが望ましい。	令和元年度から、転居確認については、引継ぎを同時に行うよう新旧の担当者が実施することを原則とし、チェック機能が働くよう査察指導員への報告を徹底することとした。	措置済	生活福祉課

番号	報告書 ページ	監査の結果（指摘事項）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署	
		区分	項目	内容				
124	164	結果	49	被支援者記録票に編綴されている「同意書」の様式は「様式第7号（別添3）」と表記されているが、大分市特定中国残留邦人等に対する支援給付の実施等に関する規則において定められている様式第7号は、「葬祭支援給付申請書」であり、同意書は「様式第10号」と定められていることから、規定と実務で用いている当該書類の様式の取扱いが異なっている。	令和元年度から、大分市特定中国残留邦人等に対する支援給付の実施等に関する規則に基づき、同意書を徴収する際は、「様式第10号」を使用することとした。	措置済	生活福祉課	
125	164	結果	50	自立更生費に係る自立更生計画書の提出の要否	ケース診断会議で、移転補償金の収入認定に際し、自立更生費として認める予定の内容とその金額を明示することなく、自立再生計画の提出を省略できるとし、後日領収書の提示により自立更生の額を確定する旨の決定がなされているが、自立更生のための具体的な内容及びその額を明示した計画書を徴することにより自立更生費の審査が初めて成立するといえるため、自立更生計画書は事前に徴収することが相当である。	自立更生計画書については、原則として、事前に徴収することとされているが、生活保護法別冊問答集問13-5（2）ウに記載されている通り、事後に相談があった場合、真にやむを得ないと認められるものについては、挙証資料によって確認ができるもの限り、自立更生計画書は省略若しくは事後徴収できるものとして取り扱うとともに、自立更生費については、事前の支出も認められているところである。このことを踏まえ、令和元年度から一層適正な事務執行に努めることとした。	措置済	生活福祉課
126	165	結果	51	自立更生計画書の提出時期とその対象となる自立更生費の支出時期	自立更生計画書の提出前に、その対象となる自立更生費を既に支出する場合、計画書がもはや計画でなく事実上の事後承諾となってしまうことから、本来は計画書提出後に自立更生費の対象となる支出を行うべきである。	自立更生計画書については、原則として、事前に徴収することとされているが、生活保護法別冊問答集問13-5（2）ウに記載されている通り、事後に相談があった場合、真にやむを得ないと認められるものについては、挙証資料によって確認ができるもの限り、自立更生計画書は省略若しくは事後徴収できるものとして取り扱うとともに、自立更生費については、事前の支出も認められているところである。このことを踏まえ、令和元年度から一層適正な事務執行に努めることとした。	措置済	生活福祉課

番号	報告書 ページ	監査の結果（指摘事項）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
127	165	結果	52	自立更生計画書の代理作成と押印もれ 本人の筆跡と明らかに異なっており、第三者が代筆又は代理作成された可能性が高い自立更生計画書があった。この文書は少なくとも本人の押印がないことから、原則として計画書作成者である申請者の自署押印を求める必要がある。	令和元年度から、自立更生計画書については、原則として本人の署名押印を求めることとした。なお、本人が重度の要介護状態である場合等で、本人が署名できない際は、その旨を記載する等の適切な対応を行うこととした。	措置済	生活福祉課
128	165	結果	53	自立更生費として認められたものの領収証等が編綴されておらず、被支援者記録票にも確認した記録がなされていない。計画どおり購入された事実を確認しないと、収入認定が変更となる事由であることから、計画どおり支出され、自立更生に資するものであるかどうかの事実関係は確実に確認されたい。	今後も、自立更生費の認定に当たっては、その領収書等で支出の確認を行うこととし、その取扱いについては再度徹底するとともに、併せて、自立更生計画通りの支出がなされているか、査察指導員による確認を行うこととした。	措置済	生活福祉課
129	165	結果	54	市民税調査用の電算出力調査書データの書き換え 市民税調査用の電算出力調査書データが、修正テープによって手書きで書き換えられており、電算上のデータと収入申告やその根拠資料との確認を行う手続の意義が損なわれることから、電算出力された課税データを書き換えしてはならない。	今後も、市民税調査時に、本人の申告や企業の経理担当者の誤りに起因すると思われる修正すべき課税データを発見した場合は、生活福祉課において当該データを書き換えず、課税担当部署に情報提供することとし、併せて、その顛末に係るケース記録票への記載について再度徹底した。	措置済	生活福祉課
130	166	意見	76	中国残留邦人等の被支援者記録票における援助方針の明記 中国残留邦人等の支援に当たっては、被支援者記録票に援助方針が明記されていない。原則として中国残留邦人等に関する法令等については読替えにより法による保護とみなして適用することとしていることから、要支援者の生活状況等を踏まえ、援助方針を策定し、その援助方針のもとに支援を継続することが望ましいため、法における取扱いと同様に援助方針を明記することが望ましい。	「中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の実施要領」及び「支援給付施行事務監査の事項」においては、援助方針の策定は義務付けられていないため、援助方針は作成しないこととしているが、令和元年度から、支援に当たっては、要支援者の生活状況を踏まえ、より一層きめ細かい適切な指導援助を行っていくこととした。	措置済	生活福祉課

番号	報告書 ページ	監査の結果（指摘事項）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署	
		区分	項目	内容				
131	166	意見	77	収入申告書の鉛筆による記載	平成29年6月に提出された収入申告書は、収入記載欄が鉛筆書きされており、ペン等で記載されていない場合は原則として再提出を求められたい。もし鉛筆書きによると、自筆による当初の申告を第三者が容易に書き換えることが可能であるため、ペン等による記載が必要である。	令和元年度から、「収入申告書」を徴収する際、鉛筆によらずペン等により確実に記載されているかなど、記載内容の確認を必ず行うとともに、併せて、査察指導員によるファイル決裁時の確認も行うこととした。	措置済	生活福祉課
132	166	意見	78	2か月超に亘る海外渡航の取扱い	海外渡航は概ね2か月程度までとされているが、2か月を超過すると渡航費用の収入認定や支援給付停止等の手続変更が必要になる可能性がある。課内協議にて、今回に限り、やむを得ない事情があったと判断し容認としている。しかし、判断が容易でない事案であることから、ケース診断会議における審査等、意思決定過程をより明確にすることが望ましいほか、法第27条による指導指示書の交付を検討する余地があると思料される。	海外渡航が2か月を超過した場合のやむを得ない事情等の判断については、令和元年度から、意思決定過程が明確にわかるようにケース診断会議等を実施することとした。 また、やむを得ない理由がなく渡航期間が2か月を超えた場合は、収入認定や停廃止等を検討する必要があることから、被支援者に対し普段から周知することとした。	措置済	生活福祉課
133	178	意見	79	自立に至らなかった理由の把握について	相談には来たものの自立に至らなかったケースについて、その要因の把握と分析を行い、自立相談支援事業の在り方や事業の有効性につなげていくために、事務執行の手法をより工夫し、今後の支援体制等に継続的に活かしていくように改善することが望ましい。	令和元年度から、自立相談支援事業の受託事業者と協力し、相談受付後の対応結果について把握・分析を行い、定期的な事業報告会を設けて当該事業の評価を行うことにより、今後の支援体制等に継続的に活かしていくこととした。	措置済	生活福祉課
134	179	意見	80	生活困窮者自立支援事業に対するPDCAサイクルの構築について	大分市が生活困窮者自立支援事業のグランドデザインの策定を主体的に実施し、委託先に明示するとともに、実績報告や分析結果報告を有効に活用するための有効な把握と分析を行い、今後活かしていけるようなPDCAサイクルを構築すべきである。	令和元年度から、生活困窮者自立支援事業の各受託事業者と協力し、国が設定する目安値を主軸に、各事業のこれまでの実績の分析を行い、今後活かせるPDCAサイクルを構築することとした。	措置済	生活福祉課

番号	報告書 ページ	監査の結果（指摘事項）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署	
		区分	項目	内容				
135	179	意見	81	生活困窮者自立支援対策連絡調整会議のさらなる活用について	より有効な生活困窮者自立支援策の強化を図るためには、関係部局が広く集まる連絡調整会議を貴重な機会と捉え、生活福祉課からの一方的な制度説明に留まることなく、関係部局からの意見集約とその更なる活用に結びつけるような有効な情報交換と検討・協議の場に深化していくことで、生活困窮者自立支援策がより実効性のあるものになるような有効な会議となることが望まれる。	令和元年度から、生活困窮者自立支援対策連絡調整会議については、生活困窮者自立支援制度の概要説明に加え、関係課からの制度運用に対する意見を集約し、全庁的に生活困窮者への自立支援に関する施策を協議するなど、これまで以上に実効性のある会議となるよう、構成員や会議内容を変更することとした。	措置済	生活福祉課
136	179	意見	82		生活困窮者自立支援対策連絡調整会議の議事録は必ず作成する必要がある。	令和元年度から、生活困窮者自立支援対策連絡調整会議の議事録を作成することとした。	措置済	生活福祉課
137	201	意見	83	組織的なノウハウの醸成と共有化による業務品質等管理	人事ローテーションの都合などがあり、経験年数が比較的短いケースワーカーが多い状況にある。そのため、ケースワーカーの個の資質も重要な要素の一部であるが、人事ローテーションにより着任した、生活保護行政事務の経験がない、又は経験年数の浅いケースワーカーに対しては、組織的な教育やノウハウの醸成と共有化により、ケースワーカーの業務品質管理を始め、業務の効率性及び有効性を担保する組織的な工夫がより求められる。	生活保護行政事務の経験がない、又は経験年数の浅いケースワーカーに対して、実務対応マニュアル「生活保護の手引き」を作成し、併せて着任後早い時期に新人研修を実施することで即応力の向上を図っている。 また、実務のノウハウの醸成と共有化を図るため、毎月班研修を実施するとともに、令和元年度は、外部講師を招聘し専門的な知識を得る等、ケースワーカーの対応力の更なる向上を図ることとした。	措置済	生活福祉課
138	201	意見	84	研修機会創出の工夫	「過去には受講したが、近年は受けていない。」ケースワーカーが4名、とりわけ研修未受講者が3名いるという回答があり、業務事情等があり内部研修等に参加できなかった未受講者の受講機会を確保するため、例えば当該研修を録画等でメディアに記録し受講する機会を創出するなど、研修の組織的な運営方法に工夫の余地がある。	令和元年度から、外部研修や内部研修の研修内容を全職員で共有するため、各研修の参加者が講師となり、全員参加の班研修で情報共有することとした。	措置済	生活福祉課
139	201	意見	85	研修内容の拡充と充実した研修計画の立案	業務の法規範の準拠性、効率性、有効性を担保するため、現業の法規理解や実務に係る研修はもとより、更にそれを応用した研修や、生活保護行政に関連した法規や関連行政知識の習得の機会の拡充を図ることが望ましい。また、充実した研修の年間計画を事前に立案して、そのスケジュールに合わせて業務調整を図り、積極的に研修参加することで研鑽を積むことが望ましい。	令和元年度から、年度当初に年間研修計画を策定し、業務調整の上、積極的な研修への参加を促進するとともに、現業の法規理解の促進や関連行政知識の習得、さらには、それらの実務への応用のため、外部講師を招聘した研修を開催することとした。	措置済	生活福祉課

番号	報告書 ページ	監査の結果（指摘事項）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
140	202	意見	86	ケースワーカーの慢性的な不足	ケースワーカー数は法令の規定で示されている標準数より20名不足しており、その結果、1ケースワーカーの担当する被保護者世帯数は本来80であるべきところ、約103ケースとなっており、ケースワーカーの不足が慢性化しているため、ケースワーカーの拡充が必要である。	措置済	人事課
141	202	意見	87	保護申請から保護決定までの短縮化に向けたマネジメント	保護申請から保護決定までの法定所要日数14日はほとんど遵守されていない状況にあることから、事務の迅速化のほか、関連機関の協力を得て、早期化に向けた現状分析とその改善アプローチを策定し、PDCAサイクルを回すことによって改善への道筋と継続的な努力、検証、改善実行を行っていくことが必要である。	措置済	生活福祉課
142	203	意見	88	ケース記録整理の遅れに対する業務完了の徹底とミドルマネジメント	被保護者への訪問後、1週間以上経ってまとめて保護台帳に記録しているケースワーカーが2割近くいることは改善が必要な状況である。ケースワーカーの適時な業務完了の徹底はもとより、訪問計画に従い、査察指導員が迅速に業務完了するように助言とレビュー機能を働かせるなど、より有効なミドルマネジメントの発揮が望まれる。	措置済	生活福祉課
143	203	意見	89	予防医療のための行政上の積極的な啓発と具体的な取り組み	被保護者が病気等のない健康的な生活を送り、自立促進への取組みの実効性を担保することで医療費等の生活保護費を節減していくためには「予防医療」を充実させることがとりわけ重要である。その実現に向け、保健所など他の部課等との連携により、被保護者への健康面の指導性を発揮するために、まずケースワーカーがこの意識を持ち、啓発を行うとともに具体的に取組みを積極的に実行していくことが重要であり、根気強く健康保持や病状改善のための必要な情報提供と指導性の発揮を行うことは、今後の生活保護行政で取り組むべき大きな課題の一つである。	措置済	生活福祉課

番号	報告書 ページ	監査の結果（指摘事項）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
144	203	意見	90	ケースワーカーに対するケア体制について	生活保護を取り扱うケースワーカーは業務上のストレスを受けやすいものが多いと認められ、相対的に心理的負荷が大きい業務遂行を必要とされているといえる。よって、ケースワーカーに対しては、定期的に上席者や産業医等との面談を行うほか、メンタルヘルスケアの日常的なサポートなど、個別に特別な配慮のあるメンタル面を中心としたケア体制をより充実することが望ましい。	措置済	生活福祉課
145	204	意見	91	ケースワーカーの一部業務の分離や分掌の見直しの工夫	ケースワーカーの増員対応という考え方のみならず、開始時の調査だけを行う担当を作る、又はアウトソーシング可能な領域の生活保護業務の一部の外部委託を行うなど、新たな業務担当の設置、事務分掌の見直しと工夫を行うことで、ケースワーカーの現業の負担を軽減できる可能性があり、これからの組織や業務の在り方を再検討することも有用と考えられる。	措置済	生活福祉課
146	204	意見	92	生活保護システムにおける情報の有効な活用	タブレット端末等の導入とともに、生活保護システムからの連携が可能な業務系の閲覧機能や情報系領域について、訪問時に過去の状況確認ができるようなシステム等の環境構築を行うことで、業務の効率性や有効性がより高まるような工夫を検討することも一案である。	措置済	生活福祉課